

全建労発第44号
令和7年12月10日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎篤男
〔公印省略〕

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」創設
及び申請受付開始について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会の事業活動の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、昨年6月に成立した改正建設業法等の全面施行（令和7年12月12日）に向けて、令和7年12月2日に開催された中央建設業審議会総会において、これまでに総会の下に設置したワーキンググループで議論した「労務費に関する基準（案）」のほか、「経営事項審査」（以下「経審」という。）の改正について審議が行われました。

今般の中央建設業審議会では、建設技能者の処遇改善に取り組む企業を可視化し評価することや労務費の基準（標準労務費）の実効性確保策として、新たに「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度（以下「自主宣言制度」という。）を創設し、宣言企業へのインセンティブ措置を講じることが望ましいとの方針が示されました。

インセンティブ措置としては、現行の経審での審査項目・評価項目・点数配分の見直しが図られ、標準労務費を活用した見積書の作成や建設キャリアアップシステムの活用などを表明した企業について、宣言企業として国土交通省のポータルサイト（以下「サイト」という。）で公表し、審査基準日以前でサイトに宣言が掲載されている場合に加点される仕組みとなります（詳細は参考別添「中建審（経営事項審査の改正）」をご参照下さい）。

今後、経審での「W点（その他の審査項目〈社会性等〉）」加点につきましては、省令改正などを経ての施行となる見通しです。

このような中で、自主宣言の申請受付開始について、別紙のとおり令和7年12月3日に国土交通省より「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度が始まります！」がプレスリリースされております。

【申請ポータルサイト】<https://jishusengen.mlit.go.jp>

つきましては、別紙及び参考別添について、貴協会会員の皆様に対し、ご周知いただきますようお願い申し上げます。

以上
担当：労働部 山崎（直）、浜崎